

ハンディークリーナーの共同利用貸出要綱

令和6年12月1日

(目的)

第1条 愛媛県高速運輸事業協同組合（以下「組合」という。）の傘下である組合員が雇用する労働者の労働条件改善のために、時間外労働の削減する取組を目的として共同利用するハンディークリーナー(以下「機器」という。)を貸出することにより労働者の負担軽減や労働時間短縮促進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 機器の貸出を受けることができる事業所(以下「対象者」という。)は、労働者を1名以上雇用する対象者とする。

(貸出する機器)

第3条 貸出する機器は、令和6年度働き方改革推進助成金の対象機器ハンディークリーナーとする。

(貸出の方法)

第4条 対象者は、組合から機器を借受けるものとする。

(貸出の決定)

第5条 機器の貸出は、組合が組合員事業所の車両台数等を勘案して貸出予定台数を設定し、希望する組合事業者が機器借用申請書(様式第1号)または納品・受領書の内容をもって貸出を決定する。

(貸出料)

第6条 機器の貸出料は無料とする。

(審査・決定)

第7条 組合は、申請があったときは、速やかに申請書の内容を審査し、申請者に機器貸出決定・却下通知書(様式第2号)を交付するものとする。

(貸出期間)

第8条 機器の貸出期間は原則として1年以内とする。ただし、申請者から期間延長の申出があったときは、必要に応じ貸出期間を延長することができる。

2 貸出期間又は貸出理由が消失したときは速やかにこれを返却しなければならない。

3 機器を返却するときは、原状に回復した上で返却しなければならない。

4 組合は貸出簿に記録のうえ管理する。

(借受人の管理義務)

第9条 機器を借り受けた者(以下「借受人」という。)は、借り受けたハンディークリーナー(以下「借受品」という。)を利用するに当たっては必要な注意を払い、常に良好な状態において管理しなければならない。

2 借受人は、借受品の現状を変更し、又はこれに工作を加えてはならない。

3 借受人は、借受品の機能の異常に気付いたときは、速やかに組合へ連絡しなければならない。

4 借受人は、安全な状態で使用しなければならない。

(貸出の制限)

第10条 組合は、次の各号いずれかに該当すると認めるときは、貸出中の機器を返却させることができる。

(1) 借受人が前条の管理義務を怠っているとき。

(2) 借受人が、要綱に違反したとき。

(3) 借受人が、退会または雇用する労働者が存在しないとき。

(4) その他、組合が特に必要と認めたとき。

(損害賠償)

第11条 借受人は、故意又は過失により借受品を破損し、又は亡失させたときは、機器亡失等報告書(様式第3号)を組合に提出するとともに、その損害を賠償しなければならない。ただし、組合がやむを得ない事情があると認めたときは、賠償の責任を軽減し、又は免除することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、事務局が決定する。

附則

この要綱は、令和6年12月1日から施行する。